

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表
 流山市国民健康保険条例（平成3年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第16条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の3.23</u> （2） 被保険者均等割 被保険者1人について <u>12,700円</u>	（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率） 第16条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 （1） 所得割 <u>100分の2.2</u> （2） 被保険者均等割 被保険者1人について <u>5,500円</u>